

ホームページ作成等支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）が、センターの情報会員に対して、ホームページ作成等に要する経費の一部を助成することを目的として交付するホームページ作成等支援事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付対象者)

第2条 助成金交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

ただし、ホームページ・EC（電子商取引）サイト（以下「ECサイト」という。）等の作成・改修を業務としている企業は対象としないものとする。

- (1) 情報会員であること。
- (2) 鹿児島県内に主たる事務所を有する中小企業者

(助成対象事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を実施する情報会員に対し、その経費の一部を助成するものとする。

- (1) ホームページ作成事業
- (2) ホームページリニューアル事業
- (3) ECサイト作成事業
- (4) ECサイトリニューアル事業
- (5) その他理事長が特に認める事業

(助成対象経費)

第4条 センターが前条の規定により交付する助成金の対象経費は、前条の各号に規定する事業に要する経費であって、次の各号に掲げるもののうち、理事長が適当と認めるものとする。

ただし、通信経費、維持管理費等ホームページ作成に直接関係しない経費、パソコン・デジタルカメラ等ハードウェアの購入経費及び、国・鹿児島県その他の公共団体等からホームページ等作成の助成金・交付金等の対象となっている経費については、助成金の交付対象としないものとする。

- (1) ホームページ作成及びリニューアルに係る委託費
- (2) ホームページ作成ソフト購入経費
- (3) ECサイト作成及びリニューアルに係る委託費
- (4) サーバー契約初期費用
- (5) 独自ドメイン取得経費
- (6) ショッピングモール出店登録経費
- (7) ショッピングカート利用等初期登録経費
- (8) その他理事長が適当と認める経費

(助成金限度額及び助成割合等)

第5条 助成金の交付対象期間は、1年を限度とし、その額は助成対象経費の2分の1以内とする。

- 2 助成金の交付限度額は、10万円とする。
- 3 助成金の交付は、同一の情報会員につき1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする企業は、助成金交付申請書(第1号様式)をセンターに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 センターは、前条の規定により申請書が提出されたときは、別に定めるホームページ作成等支援事業審査会(以下「審査会」という。)の意見を聞いて助成金の交付の決定をするものとし、交付決定の通知は助成金交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

- 2 センターは、助成金の交付の決定をする場合において、助成金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことがある。

(計画変更の承認)

第8条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、計画の内容等を変更、又は計画を中止しようとするときは、計画変更等申請書(第3号様式)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において、センターは必要に応じ審査会の意見を聞くものとする。

- 2 センターは、前項の承認を行う場合は、変更交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。
- 3 センターは、前2項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又新たな条件を付すことができるものとする。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が終了したときは、領収書等関係書類を添付して、速やかに実績報告書(第5号様式)をセンターに提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 センターは、前条の報告を受けたときは報告書等の書類の審査を行い、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対し助成金交付確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

- 2 前項の審査の結果、適当でないとき認めるときは、センターは是正のために必要な措置を助成事業者に指示することがある。

(助成金の交付)

第11条 助成事業者は、助成金の交付を請求しようとするときは、助成金交付請求書(第7号様式)をセンターに提出しなければならない。

(交付決定の取消し、交付済みの助成金の返還等)

第12条 センターは、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付していた助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成事業を中止又は廃止したとき。

- (2) 助成金を他の用途に使用し、助成事業に関して助成金交付決定の内容又は、これに付した条件若しくは、センターの指示に違反したとき。
- (3) 助成金交付決定後、5年以内に情報会員を脱退したとき。
- (4) 虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定又は助成金の交付を受けたとき。

(加算金及び延滞金)

- 第13条 助成事業者は、第12条の規定による取消しに関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。
- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
 - 3 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。
 - 4 センターは、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該助成事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
 - 5 助成事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該助成金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、センターに提出しなければならない。

(その他)

- 第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。

公益財団法人かごしま産業支援センター
理 事 長 様

住 所

企業名

代表者

職氏名

印

年度ホームページ作成等支援事業助成金交付申請書

年度において当社のホームページ・ECサイト等の制作事業を実施したいので、下記のとおり助成金を交付くださるよう、ホームページ作成等支援事業助成金交付要領第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の種別 新 規 変 更
- 2 事業内容 別添「事業計画書」のとおり
- 3 助成金交付申請額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 見積書（外部委託の場合）
 - (3) 品名、値段、内容等の記載のあるカタログ等（自主制作の場合）
 - (4) 変更前のホームページ・ECサイト等構成（全ページのコピー）
（変更の場合のみ必要）
 - (5) その他理事長が必要と認める書類
- 5 連絡担当者 (TEL ー ー)

事業計画書

1 基本計画

事業名	ホームページ作成等支援事業			
事業区分	<input type="checkbox"/> ホームページ作成	<input type="checkbox"/> ホームページ変更	<input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> ECサイト作成	<input type="checkbox"/> ECサイト変更		
事業の目的	<input type="checkbox"/> 企業(団体)PR <input type="checkbox"/> 販路拡大 <input type="checkbox"/> その他()			
ホームページ等の名称及びURL				
ホームページ等の作成、変更の内容				
現在のホームページ等の状況				
応募の動機・理由				
作成、変更するホームページ等の内容(イメージ)と期待する効果				
完成後の社内管理体制				
事業完了予定日	年	月	日	(完了日：インターネット上にアップロードし、経費の支払が完了した日)
事業の概要				
事業所情報	資本金	千円	従業員数	人

2 収支予算

(単位：円)

収入項目	金額	支出項目	金額
自己負担金		ホームページ作成及びリニューアルに係る委託費	
助成金		ホームページ作成ソフト購入経費	
		ECサイト作成及びリニューアルに係る委託費	
		サーバー契約初期費用	
		独自ドメイン取得経費	
		ショッピングモール出店登録経費	
		ショッピングカート利用等初期登録経費	
		その他	
収入合計		支出合計	

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理 事 長

年度ホームページ作成等支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったホームページ作成等支援事業助成金については、ホームページ作成等支援事業助成金交付要領第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 事業に要する経費 金 円
- 2 助成金交付決定額 金 円
- 3 事業区分
- 4 ホームページ等の内容
- 5 交付の条件
「ホームページ作成等支援事業助成金交付要領」を遵守すること。

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター
理 事 長 様

住 所
企業名
代表者
職氏名

印

年度ホームページ作成等支援事業計画変更等申請書

年 月 日付けか産支第 号により交付決定のあったホームページ作成等支援事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、ホームページ作成等支援事業助成金交付要領第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

区 分	□事業内容等の変更		□事業の中止	
	変更（中止）の理由			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	経費の合計額 円		経費の合計額 円	

<添付書類>

変更の事実を証明する書類

第4号様式（第8条関係）

か産支第 号
年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理 事 長

年度ホームページ作成等支援事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度の助成事業の計画変更については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 変更交付決定額
- 2 交付の条件

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長 様

住 所

企業名

代表者

職氏名

印

年度ホームページ作成等支援事業実績報告書

年 月 日付けか産支第 号の交付決定通知に基づくホームページ作成等支援事業を終了したので、ホームページ作成等支援事業助成金交付要領第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
(領収書写し等支出を明確にする書類を添付)
- 2 完了したホームページ・ECサイト等構成(全ページのコピー)
- 3 その他理事長が必要と認める書類

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理 事 長

年度ホームページ作成等支援事業助成金交付確定通知書

年 月 日付けで終了報告のあったホームページ作成等支援事業
助成金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業に要した経費 | 金 | 円 |
| 2 | 助成金交付確定額 | 金 | 円 |

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長 様

住 所
企業名
代表者
職氏名

印

年度ホームページ作成等支援事業助成金交付請求書

年 月 日付けか産支第 号の交付確定通知書に基づくホームページ作成等支援事業助成金をホームページ作成等支援事業助成金交付要領第11条の規定により、下記のとおり交付くださるよう請求します。

記

請求金額 金 円

振込指定口座： _____銀行 _____支店

_____預金 口座番号 _____
(フリガナ)
口座名義 _____